

## 米国企業透明性法に基づく報告義務の復活(2024年12月23日)

北米ニュースレター

2024年12月26日号

執筆者:

[辰巳 郁](#)

[k.tatsumi@nishimura.com](mailto:k.tatsumi@nishimura.com)

[梅田 賢](#)

[m.umeda@nishimura.com](mailto:m.umeda@nishimura.com)

### 更新 (2025年1月22日)

本ニュースレターの発行後、米国時間の2024年12月26日、第5巡回区控訴裁判所の異なる裁判体が、本停止命令を取り消す旨の命令を発出しました。そのため、現時点では、同月3日付のテキサス州東部地区連邦地方裁判所の仮差止命令が有効なものとなり、企業透明性法は再び効力を有しない状態となっております。最新の状況につきましての詳細は、執筆者の各弁護士までお問い合わせください。

## 1. はじめに

2023年12月28日、2024年11月7日、及び、同年12月13日付けの北米ニュースレター<sup>1, 2, 3</sup>にてお知らせしたとおり、米国においては、2021年1月1日に Corporate Transparency Act (CTA、以下「企業透明性法」といいます) が制定され、米国で事業を行う一定の企業は、実質的所有者情報 (beneficial ownership information、以下「BOI」といいます) を米国財務省金融犯罪捜査網 (The Treasury Department's Financial Crimes Enforcement Network) (以下「FinCEN」といいます) に報告する義務を負うこととなっていました。2024年12月3日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所が、企業透明性法の施行等について、米国全土を対象とする仮差止命令 (preliminary injunction) を発出しました<sup>4</sup>。

米国政府は、2024年12月5日、第5巡回区控訴裁判所に控訴状を提出し、また、同月13日には、同裁判所に上記仮差止命令の停止を求める緊急申立てを行っていたところ、同月23日、同裁判所は、テキサス州東部地区連邦地方裁判所の仮差止命令を停止する旨の命令を発出しました (以下「本停止命令」といいます)<sup>5</sup>。本停止命令の結果、企業透明性法の効力は復活し、各報告会社は、同法に基づき FinCEN に対して BOI の

<sup>1</sup> [https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north\\_america\\_231228](https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_231228).

<sup>2</sup> [https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north\\_america\\_241107](https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_241107).

<sup>3</sup> [https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north\\_america\\_241213](https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_241213).

<sup>4</sup> *Texas Top Cop Shop, Inc. v. Garland*, No. 4:24-CV-478, 2024 WL 4953814 (E.D. Tex. Dec. 3, 2024).

<sup>5</sup> *Texas Top Cop Shop, Inc. v. Garland*, No. 24-40792, 2024 WL 5203138 (5th Cir. Dec. 23, 2024).

報告を行う義務を負うこととなります。

本停止命令を受け、FinCEN はそのウェブサイトにおいて今後の対応について公表し、当初の企業透明性法に定められた報告義務の期限を一部延期していることから、本ニュースレターでは、その概要を含めご紹介いたします。

## 2. 第5巡回区控訴裁判所の判断

2024年12月23日、第5巡回区控訴裁判所は、米国政府が、本案訴訟において企業透明性法の合憲性の主張に成功する可能性が高いと十分に示したこと、制定された法令に対する施行間際の仮差止命令は回復不可能な損害を生じさせるものであり、仮差止命令を停止することで生じる事業上の負担は大きくないこと、これに比して、金融犯罪に対抗し、国家安全保障を守るという公共の利益の方が大きいことを理由として、仮差止命令を停止する判断を下しました。

なお、本停止命令は、企業透明性法が合衆国憲法に適合するという最終的な判断を行ったものではなく、今後も企業透明性法の合憲性が争われる可能性は残されています。

## 3. FinCEN が公表した報告期限の延期の概要

本停止命令は、2024年12月3日の仮差止命令を停止するものであることから、企業透明性法の規定上、BOIの報告義務の期限が2025年1月1日となっている報告会社（2024年1月1日より前に設立等された報告会社）は、本来2025年1月1日までにBOIの報告義務を負います。

もっとも、本停止命令が出されたタイミングに鑑み、米国財務省は、FinCENのウェブサイトにおいて、一部の報告会社について、当初のBOIの報告書の提出期限を延期することを公表しました。この内容を踏まえ、各報告会社の設立等の日に応じて整理すると、大要以下のとおりです。

設立等の日	本来の報告期限	延期後の報告期限
～2023/12/31	2025/1/1	2025/1/13
2024/1/1～2024/9/3	設立等に係る 公的な通知受領後90日	同左（延期なし）
2024/9/4～2024/9/24	同上	2025/1/13
2024/9/25～2024/12/2	同上	同左（延期なし）
2024/12/3～2024/12/23	同上	21日間延期 （設立等に係る公的な通知受領後111日）
2024/12/24～2024/12/31	同上	同左（延期なし）
2025/1/1～	設立等に係る 公的な通知受領後30日	同左（延期なし）

## 4. 今後の対応

以上のとおり、本停止命令により、企業透明性法に定める報告会社（かつ、適用除外事由に該当しない会社）は、改めて企業透明性法に基づく BOI の報告義務を負うことになりました。そのため、BOI の報告書の提出が未了である報告会社においては、それぞれ前記 3. の表記載の報告期限までに FinCEN に BOI の報告書を提出すべく対応を進める必要があります。

なお、本件の原告らは、本停止命令を受け、2024 年 12 月 24 日付で大法廷での審理を求める緊急申立てを行い、2025 年 1 月 6 日までの判断を求めているほか、必要に応じて連邦最高裁判所への申立てを行う意向であるとしています。また、これ以外にも、本ニュースレター執筆時点において、引き続き企業透明性法に関する訴訟は複数係属しており、企業透明性法の全部又は一部に再度変更が生じる可能性も完全には否定できません。したがって、企業透明性法を取り巻く状況については引き続き注視が必要と考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)